

新規開設予定の事業所内保育事業所の利用定員及び認可について

1 利用定員及び認可に係る意見聴取について

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員（以下「利用定員」という。）を定める際には、子ども・子育て支援法の規定により子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされている。また、地域型保育事業の認可を行う際には、児童福祉法の規定により児童福祉審議会（設置していない場合は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者）の意見を聴くこととされている。

これらのことから、開設する事業所内保育事業にかかる利用定員及び認可について、子ども・子育て会議の意見を聴くものである。

2 認可を行う事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

3. 地域型保育事業の認可に係る意見聴取について

(1) 平成28年6月1日開設予定の地域型保育事業（事業所内保育事業所）の概要

事業所名	(仮) ひなぎくの丘保育園				
所在地	中野区弥生町5-11-15 (特別養護老人ホーム「ハピネスホーム・ひなぎくの丘」内) ※「別紙1 案内図及び平面図」参照				
設置者名称	社会福祉法人 武蔵野療園 (保育は以下の事業者への委託) ※受託事業者：株式会社アミー				
認可定員	5人 (内、地域枠1人)				
定員 (※1)		0歳児	1歳児	2歳児	合計
	全 体	2人	2人	1人	5人
	内 訳				
	従業員枠	2人	1人	1人	4人
	地域枠	0人	1人	0人	1人
給食	給食提供あり ※設備は、特別養護老人ホームの調理室を兼用				
備考	事業所内保育事業A型				

(2) 審査結果について

認可基準に照らし合わせ、全ての項目について適合を確認済。

(3) 審査内容（主なもの）

審査項目	認可基準	審査結果	適・否
定員	<ul style="list-style-type: none"> 定員1人以上 地域枠(定員1~5人)1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 定員5人うち地域枠1人 	適合
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> 保育士： <ul style="list-style-type: none"> 0歳：乳児3人に常勤1人以上 1.2歳：乳児6人に常勤1人以上 A型：全員保育士、B型：半数以上保育士等 11時間開所：非常勤1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤2人、非常勤2人以上 ※全員保育士有資格者 	

職員配置(続き)	・調理員：非常勤1人以上	・非常勤1人以上（特別養護老人ホーム兼務）	適合
	・嘱託医・嘱託歯科師：共に1人	・共に1人	
耐震基準	・新耐震基準（昭和56年6月1日）以降の建築	・平成27年建築	
建物設備	・乳児室・ほふく室 0.1歳：1人当たり3.3㎡以上 ・保育室・遊戯室 2歳：1人当たり1.98㎡以上	・合計面積20.54㎡（有効面積）	
	・屋外遊技場 2歳以上：1人当たり3.3㎡以上 ※徒歩5分程度の場所に代替遊技場指定も可	・代替遊技場 弥生公園を指定	
給食の提供	・認可保育所に準じ提供	・献立計画等で認可保育所に準じていることを確認	
保険加入	・乳幼児の事故・けが等に対応した適切な保険への加入	・適切な賠償保険加入を確認	

4 今後のスケジュール

平成28年5月26日 子ども・子育て会議
5月末日まで 認可・新制度に基づく給付施設の確認
6月1日 事業開始